

茅ヶ崎市における個別計画の状況(2019年12月1日現在)

・個別計画 : 89計画 (うち評価を実施している計画 : 48計画)

整理番号	名称 【法定計画の場合の根拠法】	法定による計画			策定	計画期間			担当課かい	茅ヶ崎市総合計画のまちづくりの基本理念	計画の目的	計画の進捗の評価方法	自己評価を行う場合の事務事業評価活用の有無	計画の進捗の評価を行う附属機関等の名称	評価結果公表の有無	公表の方法	評価の対象期間	評価のタイミング	計画事項の所管課かいの状況	整備プログラムの有無・事業実施調整
		義務	努力	任意		開始年度	終了年度	期間												
1	茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画【子ども・子育て支援法(第61条)】	○				2015	2019	5	保育課	1 ひとつづくり	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の推進	自己評価と附属機関等による評価	有 (一部活用)	茅ヶ崎市子ども・子育て会議	有	・HP ・課窓口 ・市政情報コーナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
2	(仮称)第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画【子ども・子育て支援法(第61条)】	○			○	2020	2024	5	保育課	1 ひとつづくり	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の推進	自己評価と附属機関等による評価	有 (一部活用)	茅ヶ崎市子ども・子育て会議	未定	未定	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
3	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の指針					2006	-	-	社会教育課	1 ひとつづくり	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の推進	その他 (進めるべき基本的な考え方を規定)	無	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業検討委員会 (2011年8月で任期終了。役割を終えたため休止中)	無	-	-	-	複数部局にまたがる	計画の性格上、整備プログラムなし。必要な事業は、総合計画実施計画に位置づける
4	第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画【子どもの読書活動の推進に関する法律(第9条)】	○				2016	2020	5	図書館	1 ひとつづくり	子どもの読書活動を推進し子どもの健やかな成長に資する	自己評価と附属機関等による評価	無	子ども読書活動推進連絡調整会議及び図書館協議会	有	・HP ・窓口 ・市政情報コーナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
5	茅ヶ崎市教育基本計画【教育基本法第17条第2項】	○				2011	2020	10	教育政策課	1 ひとつづくり	教育行政の総合的、計画的、効果的な推進	自己評価と附属機関等による評価	有	教育基本計画審議会	有	・HP ・課窓口 ・市政情報コーナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	総合計画実施計画にあわせ策定した教育基本計画実施計画を整備プログラムとした
6	茅ヶ崎市教育基本計画【教育基本法(第17条第2項)】	○			○	2021	2030	10	教育政策課	1 ひとつづくり	教育行政の総合的、計画的、効果的な推進	自己評価と附属機関等による評価	有	教育基本計画審議会	有	・HP ・課窓口 ・市政情報コーナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	無
7	茅ヶ崎市教育基本計画第4次実施計画					2018	2020	3	教育政策課	1 ひとつづくり	教育基本計画の基本理念、政策目標及び施策目標の達成	自己評価と附属機関等による評価	有	教育基本計画審議会	有	・HP ・課窓口 ・市政情報コーナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	3年間の財政推計により財源調整
8	教育施設再整備基本計画	○			○	2021	2030	10	教育施設課	1 ひとつづくり	教育施設の10年間の再整備の方針や具体的な手法を示す	自己評価のみ	有	無	有	・HP ・冊子(教育委員会の点検・評価)	5年	5年	所属部局のみ	調整中
9	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン					2012	2020	9	文化生涯学習課	1 ひとつづくり	文化生涯学習の支援・推進	自己評価と附属機関等による評価	有	文化生涯学習プラン推進委員会	有	・HP ・課窓口 ・市政情報コーナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける。
10	茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画【スポーツ基本法(第10条)】	○				2011	2020	10	スポーツ推進課	1 ひとつづくり	一人でも多くの市民がスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、成人のスポーツ実施率を50%以上とする	自己評価と附属機関等による評価	無	スポーツ推進審議会	有	・課窓口 ・HP	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける。
11	第2次ちがさき男女共同参画推進プラン【男女共同参画社会基本法(第14条)】	○				2016	2020	5	男女共同参画課	1 ひとつづくり	人権が尊重された、男女共同参画社会の形成	自己評価と附属機関等による評価	無	ちがさき男女共同参画推進プラン協議会	有	・HP ・市政情報コーナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
12	みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン(第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画)【社会福祉法(第107条)】	○				2015	2020	6	福祉政策課	2 地域づくり	住民を主人公として、地域と市、市社協など関係機関が互いに協力して、地域福祉を推進していくという考え方を大切にして、誰もが個人として尊重され、その人らしく暮らせるまちの実現を目指す	自己評価と附属機関等による評価	無	茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会	有	・HP ・市政情報コーナー	6年 (2017年度に中間見直しを実施)	中間評価 最終評価	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
13	第2期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画 第3期茅ヶ崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画【高齢者の医療の確保に関する法律(第18条)】					2018	2023	6	保険年金課	2 地域づくり	健康寿命の延伸・医療費の適正化のための健康づくりの推進	自己評価と附属機関等による評価		茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会	有	・HP ・市政情報コーナー	6年	2020年度:中間評価 データヘルス計画策定に合わせて 2023年度:実績評価	自課かいのみ	整備プログラムの位置づけあり。総合計画実施計画において財政調整

茅ヶ崎市における個別計画の状況(2019年12月1日現在)

・個別計画 : 89計画 (うち評価を実施している計画 : 48計画)

整理番号	名称 【法定計画の場合の根拠法】	法定による計画			策定	計画期間			担当課かい	茅ヶ崎市 総合計画の まちづくりの 基本理念	計画の目的	計画の進捗の 評価方法	自己評価を 行う場合の 事務事業評価 活用の有無	計画の進捗の 評価を行う 附属機関等の名称	評価結果 公表の有無	公表の方法	評価の 対象期間	評価の タイミング	計画事項の所管 課かいの状況	整備プログラムの有無・ 事業実施調整
		義務	努力	任意		開始 年度	終了 年度	期間												
14	茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画(全体計画)			○		2017	-	-	防災対策課 障害福祉課 高齢福祉 介護課	2 地域づくり	避難行動要支援者に対し、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある時に適切かつ迅速な避難支援ができるよう、基本的な考え方や対策等の必要な事項を定めるもの	未実施	-	無	-	-	-	-	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画、実施計画に位置づけている。
15	第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 【老人福祉法(第20条・介護保険法(第117条))】	○				2018	2020	3	高齢福祉介護課	2 地域づくり	高齢者の生きがいづくり、生活支援等の対策及び介護保険事業の適切な運営	自己評価と附属機関等による評価	有	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	有	審議会の資料としてHP等で公表	3年 (個別事業報告は1年)	毎年	複数部局にまたがる	計画に実施事業を掲載している。実施事業については実施計画において財源調整している
16	第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画 【障害者基本法(第11条第3項)・障害者総合支援法(第88条)・児童福祉法(第33条の20)】	○				2018	2020	3	障害福祉課	2 地域づくり	総合的な障害者施策の推進	自己評価と附属機関等による評価		障害者保健福祉計画推進委員会	有	・HP ・市政情報コーナー ・課窓口	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
17	茅ヶ崎市立病院経営計画 (新公立病院改革プラン)					2017	2020	4	病院総務課	2 地域づくり	地域医療構想を踏まえた果たすべき役割の明確化と経営の健全化	自己評価と附属機関等による評価		茅ヶ崎市立病院運営協議会	有	・HP ・課窓口	概ね4か月ごと	毎年	所属部局のみ	計画の性格上、整備プログラムなし。必要な事業は、総合計画実施計画に位置づける
18	茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画(改訂版)【新型インフルエンザ等対策特別措置法(第8条)】	○				2017	-	-	保健企画課	2 地域づくり	茅ヶ崎市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、各発生段階における本市が実施する措置等を示すもの	その他(有事の体制や役割を規程)	無	無	無	-	-	-	複数部局にまたがる	計画の性格上、整備プログラムなし。事業の実施にあたっては、総合計画実施計画に位置づける
19	いのちを支えるちがさき自殺対策計画 【自殺対策基本法(第13条)】	○			○	2019	2023	5	保健予防課	2 地域づくり	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、庁内・関係機関と連携を図り、自殺対策を推進する	自己評価と附属機関等による評価	有	茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会	有	・HP ・市政情報コーナー	5年	3年目に中間評価	複数部局にまたがる	計画の性格上、整備プログラムなし。事業の実施にあたっては、総合計画実施計画に位置づける
20	茅ヶ崎市食品衛生監視指導計画 【食品衛生法(第24条)】	○			○	2019	2019	1	衛生課	2 地域づくり	食品衛生法の規定に基づき毎年度策定が必須の計画で、本計画に基づき監視指導等を行うことで、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食の安全・安心の確保を図る	自己評価のみ	自己評価のみ	無	有	・HP ・課窓口 ・市政情報コーナー	1年	毎年	自課かいのみ	整備プログラムの位置づけなし。総合計画実施計画において財源調整
21	第2次茅ヶ崎市食育推進計画 【食育基本法(第10条・第18条)】	○			○	2014	2020	7	健康増進課	2 地域づくり	健康な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進	自己評価と附属機関等による評価	無	食育健康づくり推進委員会	有	・HP ・市政情報コーナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。具体的な事業は、総合計画実施計画に位置づける
22	茅ヶ崎市健康増進計画(後期)茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画 【健康増進法(第3条・第8条)】	○			○	2017	2020	4	健康増進課	2 地域づくり	一次予防に重点をおいた、健康づくりの推進	自己評価と附属機関等による評価	無	食育健康づくり推進委員会	有	・HP ・市政情報コーナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。具体的な事業は、総合計画実施計画に位置づける
23	茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)					2011	2020	10	環境政策課	3 暮らしづくり	環境の保全及び創造に関する施策の推進	自己評価と附属機関等による評価	無	茅ヶ崎市環境審議会	有	・HP ・市政情報コーナー ・課窓口	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
24	茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画 【地球温暖化対策の推進に関する法律(第21条)】	○				2013	2020	8	環境政策課	3 暮らしづくり	本市の地球温暖化対策の基本指針及び施策の推進	自己評価と附属機関等による評価	無	茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会	有	・HP ・市政情報コーナー ・課窓口	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
25	茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第6条)】	○				2013	2022	10	資源循環課	3 暮らしづくり	資源循環型まちづくりの推進	自己評価と附属機関等による評価	無	廃棄物減量等推進審議会	有	・HP ・市政情報コーナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	計画の性格上、整備プログラムなし。必要な事業は、総合計画実施計画に位置づける
26	茅ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第6条)】	○				2019	2019	1	資源循環課	3 暮らしづくり	ごみの適正処理	未実施	-	無	-	-	-	-	複数部局にまたがる	無
27	茅ヶ崎市分別収集計画 【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(第8条)】	○				2017	2021	5	資源循環課	3 暮らしづくり	容器包装に係る分別収集と再商品化を促進	未実施	-	無	-	-	-	-	所属部局のみ	計画の性格上、整備プログラムなし。必要な事業は、総合計画実施計画に位置づける

茅ヶ崎市における個別計画の状況(2019年12月1日現在)

・個別計画 : 89計画 (うち評価を実施している計画 : 48計画)

整理番号	名称 【法定計画の場合の根拠法】	法定による計画			策定	計画期間			担当課かい	茅ヶ崎市 総合計画の まちづくりの 基本理念	計画の目的	計画の進捗の 評価方法	自己評価を 行う場合の 事務事業評価 活用の有無	計画の進捗の 評価を行う 附属機関等の名称	評価結果 公表の有無	公表の方法	評価の 対象期間	評価の タイミング	計画事項の所管 課かいの状況	整備プログラムの有無・ 事業実施調整
		義務	努力	任意		開始 年度	終了 年度	期間												
28	湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画			○		2008	2022	15	資源循環課	3 暮らしづくり	広域の効率的なごみ処理と資源循環型社会の形成	自己評価のみ	無	無	有	・HP ・市政情報コー ナー	5年	5年毎	所属部局のみ	計画の性格上、整備プログラムなし。必要な事業は、総合計画実施計画に位置づける
29	第10次茅ヶ崎市交通安全計画 【交通安全対策基本法(第26条)】			○		2016	2020	5	安全対策課	3 暮らしづくり	交通安全の推進	自己評価と附属機関等による評価	無	有識者からの意見 聴取	有	課窓口	1年	毎年	複数部局にまたがる	計画の性格上、整備プログラムなし。必要な事業は、総合計画実施計画に位置づける
30	茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 【災害対策基本法(第42条)】			○		2019	-	-	防災対策課	3 暮らしづくり	地域に係る災害より、市民の生命、身体及び財産を守る	その他(非常時の体制 整備や役割を規定)	無	茅ヶ崎市防災会議	有	・HP ・市政情報コー ナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画、実施計画に位置づけている
31	茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画・ 特殊災害対策計画 【災害対策基本法(第42条)】			○		2019	-	-	防災対策課	3 暮らしづくり	地域に係る災害より、市民の生命、身体及び財産を守る	その他(非常時の体制 整備や役割を規定)	無	茅ヶ崎市防災会議	有	・HP ・市政情報コー ナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画、実施計画に位置づけている
32	茅ヶ崎市国民保護計画 【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)(第35条)】			○		2015	-	-	防災対策課	3 暮らしづくり	国民保護措置の的確かつ迅速な実施	その他(非常時の体制 整備や役割を規定)	無	国民保護協議会	有	・HP ・市政情報コー ナー	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画、実施計画に位置づけている
33	茅ヶ崎市業務継続計画(震災編)					2016	-	-	防災対策課	3 暮らしづくり	大規模な地震災害発生時における市の適切な業務執行(業務継続力)の向上を図る	その他(非常時の体制 整備や役割を規定)	無	無	無	無	無	無	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画、実施計画に位置づけている
34	茅ヶ崎市消防計画 【災害対策基本法(第42条)】			○		1996	-	-	警防救命課	3 暮らしづくり	あらゆる災害に対し、鎮圧、被害拡大の防止を図る	その他(非常時の体制 や役割を規定)	無	無	無	-	-	-	所属部局のみ	計画の性格上、整備プログラムなし
35	茅ヶ崎市低炭素まちづくり計画 【都市の低炭素化の促進に関する法律(第7条)】			○		2015	2050	36	都市計画課	4 まちづくり	都市の低炭素化に資する施策・事業の推進	自己評価と附属機関等による評価	無	地球温暖化対策推 進協議会	有	・HP	1年	毎年	複数部局にまたがる	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)を活用して事業を実施
36	ちがさき都市マスタープラン 【都市計画法(第18条の2)】			○		2019	2028	10	都市政策課	4 まちづくり	将来像に向けた総合的なまちづくりの推進	自己評価と附属機関等による評価	無	未定	有	・HP	未実施	-	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
37	茅ヶ崎市総合交通プラン			○		2002	2020	18	都市政策課	4 まちづくり	徒歩・自転車・公共交通を主体とした総合的な交通施策の推進	未実施	無	策定時のみ委員会 を設置	-	-	-	-	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
38	第2次ちがさき自転車プラン			○		2014	2023	10	都市政策課	4 まちづくり	「人と環境にやさしい自転車のまち茅ヶ崎」の実現	自己評価と附属機関等による評価	無	ちがさき自転車プラン 推進委員会	有	・HP	概ね5年	2018年度	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
39	茅ヶ崎市乗合交通整備計画			○		2004	2020	16	都市政策課	4 まちづくり	機能的な乗合交通を整備し、公共交通の利用を促進する	自己評価と附属機関等による評価	無	地域公共交通会議	有(予定)	・HP(予定)	2005年度～ 2020年度	2020年度	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
40	茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン					2014	2023	10	都市政策課	4 まちづくり	湘南茅ヶ崎らしい様々なライフステージに応じた住まい方ができるまちづくりの推進	未実施	無	茅ヶ崎市住まいづく り推進委員会	未定	未定	未定	未定	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
41	茅ヶ崎市空家等対策計画			○		2017	2020	4	都市政策課	4 まちづくり	空家等の発生予防・適切な管理の促進・利活用の促進	未実施	無	茅ヶ崎市空家等対策 推進協議会	未定	未定	未定	未定	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
42	茅ヶ崎市バリアフリー基本構想			○		2015	2020	5	都市政策課	4 まちづくり	高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保	自己評価と附属機関等による評価	無	茅ヶ崎市バリアフ リー基本構想推進協 議会	有(予定)	・HP(予定)	2015年度～ 2020年度	2020年度	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
43	茅ヶ崎市森林整備計画 【森林法(第10条)】			○		2018	2027	10	景観みどり課	4 まちづくり	林業における森林整備の基本的事項を定める	その他 (整備における基本的な 考え方を規定)	無	無	無	-	-	-	自課かいのみ	計画の性質上、整備プログラムなし

茅ヶ崎市における個別計画の状況(2019年12月1日現在)

・個別計画 : 89計画 (うち評価を実施している計画 : 48計画)

整理番号	名称 【法定計画の場合の根拠法】	法定による計画			策定	計画期間			担当課かい	茅ヶ崎市 総合計画の まちづくりの 基本理念	計画の目的	計画の進捗の 評価方法	自己評価を 行う場合の 事務事業評価 活用の有無	計画の進捗の 評価を行う 附属機関等の名称	評価結果 公表の有無	公表の方法	評価の 対象期間	評価の タイミング	計画事項の所管 課かいの状況	整備プログラムの有無・ 事業実施調整
		義務	努力	任意		開始 年度	終了 年度	期間												
44	茅ヶ崎市景観計画改定 【景観法(第8条)】			○		2018	2027	10	景観みどり課	4まちづくり	市民・事業者・行政の連携 による景観まちづくり	自己評価と附属機関等 による評価	無	景観まちづくり審議 会	有	・HP	5年	前期(5か年) 後期(5か年)	複数部局にまたが る	整備プログラムの位置づ けなし。事業実施に当 たっては、総合計画実施 計画に位置づける
45	茅ヶ崎市みどりの基本計画 【都市緑地法(第4条)】			○		2019	2028	10	景観みどり課	4まちづくり	緑地の適正な保全及び緑 化の推進	自己評価と附属機関等 による評価	無	みどり審議会	有	・HP	5年	前期(5か年) 後期(5か年)	複数部局にまたが る	整備プログラムの位置づ けなし。事業実施に当 たっては、総合計画実施 計画に位置づける
46	生物多様性がさき戦略 【生物多様性基本法(第13条)】			○		2019	2028	10	景観みどり課	4まちづくり	生物の多様性の保全及び 持続可能な利用	自己評価と附属機関等 による評価	無	みどり審議会	有 (予定)	・HP	5年	前期(5か年) 後期(5か年)	複数部局にまたが る	整備プログラムの位置づ けなし。事業実施に当 たっては、総合計画実施 計画に位置づける
47	茅ヶ崎市耐震改修促進計画 【建築物の耐震改修の促進に関する法律 (第6条)】			○		2008	2020	13	建築指導課	4まちづくり	旧耐震基準建築物の耐震 化	自己評価のみ	無	無	有	・HP ・市政情報コー ナー ・課窓口	3年	中間・終了時	自課かいのみ	3年間の総合計画実施 計画において財源調整
48	茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画					2015	2024	10	道路管理課	4まちづくり	幹線道路の舗装や道路付 属施設等の維持管理を効 率的・効果的に進める	自己評価のみ	無	無	有	検討中	5年	5年毎	複数部局にまたが る	整備プログラムの位置づ けなし。事業実施に当 たっては総合計画実施 計画に位置づける
49	茅ヶ崎市道路整備プログラム			○		2011	2020	10	道路建設課	4まちづくり	都市計画道路・幹線市道 の整備を計画的に進めて いく	自己評価と附属機関等 による評価	無	茅ヶ崎市都市計画審 議会	有	・HP ・担当課窓口 ・市政情報コー ナー	10年	中間年度(中間 評価) 最終前年度から 最終年度(最終 評価)	自課かいのみ	3年間の総合計画実施 計画において財源調整
50	茅ヶ崎市道路整備プログラム			○	○	2021	2030	10	道路建設課	4まちづくり	都市計画道路・幹線市道 の整備を計画的に進めて いく	自己評価と附属機関等 による評価	無	茅ヶ崎市都市計画審 議会	有	・HP ・担当課窓口 ・市政情報コー ナー	10年	中間年度(中間 評価) 最終前年度から 最終年度(最終 評価)	自課かいのみ	
51	茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画					2014	2023	10	道路管理課	4まちづくり	橋りょう等を効果的・効 率的・継続的に維持管理し ていく	自己評価のみ	無	無	有	検討中	10年	10年毎	所属部局のみ	整備プログラムの位置づ けなし。事業実施に当 たっては総合計画実施 計画に位置づける
52	中央公園再整備計画					2016	-	-	公園緑地課	4まちづくり	開設後30年が経過した中 央公園の再整備を推進	その他(整備の基本的な 考え方を規定)	無	無	無	-	-	-	自課かいのみ	3年間の財政推計により 財源調整
53	茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画					2013	2020	8	建築課	4まちづくり	市営住宅の供給の考え方 とストックの長期有効活用 の基本的方針と推進すべ き施策を定めたもの	自己評価と附属機関等 による評価	無	市営住宅運営審議 会	有	・評価結果の計画 冊子への挟み込み	4年	2015年度:中間 評価 2019年度:全体 評価	自課かいのみ	整備プログラムの位置づ けなし。事業実施に当 たっては、総合計画実施 計画に位置づける
54	市営住宅等長寿命化計画					2010	2020	11	建築課	4まちづくり	市営住宅の長期的視点に よる長寿命化のための維 持管理計画の策定	その他(整備の基本的な 考え方を規定)	無	市営住宅運営審議 会	無	-	-	2019年度	自課かいのみ	整備プログラムの位置づ けなし。事業実施に当 たっては、総合計画実施 計画に位置づける
55	茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略			○		2019	2030	12	下水道河川総務課	4まちづくり	経営基盤強化と財政マネ ジメントの向上	自己評価と附属機関等 による評価	無	茅ヶ崎市下水道運 営審議会	有	・HP	5年	6年	所属部局のみ	財政推計により財源調 整
56	茅ヶ崎市下水道整備方針					2008	2029	22	下水道河川建設課	4まちづくり	下水道整備の総合的な方 針	その他(整備の基本的な 考え方を規定)	無	無	無	-	10年	-	自課かいのみ	整備プログラムの位置づ けなし。事業実施に当 たっては、総合計画実施 計画に位置づける
57	茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画					2011	2031	21	下水道河川建設課	4まちづくり	準用河川千ノ川の整備の 推進	その他	無	策定時のみ委員会 を設置	無	-	5年	-	自課かいのみ	整備プログラムの位置づ けあり。総合計画実施計 画において財政調整
58	茅ヶ崎市下水道整備計画					2011	2020	10	下水道河川建設課	4まちづくり	下水道整備方針に基づく 事業の推進	自己評価と附属機関等 による評価	無	茅ヶ崎市下水道運 営審議会	有	・HP ・市政情報コー ナー	5年	5年毎	自課かいのみ	整備プログラムの位置づ けなし。事業実施に当 たっては、総合計画実施 計画に位置づける
59	茅ヶ崎市公共下水道管路施設長寿命化基 本計画					2011	2029	18	下水道河川管理課	4まちづくり	下水道管路施設を効率的・ 効果的に維持管理していく ことを目的に計画を策定	その他	無	無	検討中	検討中	5年	5年毎	自課かいのみ	整備プログラムの位置づ けなし。事業実施に当 たっては、総合計画実施 計画に位置づける

茅ヶ崎市における個別計画の状況(2019年12月1日現在)

・個別計画 : 89計画 (うち評価を実施している計画 : 48計画)

整理番号	名称 【法定計画の場合の根拠法】	法定による計画			策定	計画期間			担当課かい	茅ヶ崎市 総合計画の まちづくりの 基本理念	計画の目的	計画の進捗の 評価方法	自己評価を 行う場合の 事務事業評価 活用の有無	計画の進捗の 評価を行う 附属機関等の名称	評価結果 公表の有無	公表の方法	評価の 対象期間	評価の タイミング	計画事項の所管 課かいの状況	整備プログラムの有無・ 事業実施調整
		義務	努力	任意		開始 年度	終了 年度	期間												
60	茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画					2017	-	-	下水道河川管理課	4まちづくり	市民が安心して利用できる下水道をいつまでも維持するためにストックマネジメント手法を導入した計画として策定	その他	無	無	検討中	検討中	5年	5年毎	自課かいのみ	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
61	茅ヶ崎海岸グランドプラン					2007	-	-	産業振興課	4まちづくり	茅ヶ崎海岸の新たな土地利用と再整備を推進	その他(整備の基本的な考え方を規定)		無	無	-	-	-	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけあり。具体的な事業内容は、推進事業計画に位置づける
62	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画					2008	-	-	産業振興課	4まちづくり	茅ヶ崎海岸グランドプランの将来像実現のための具体的な事業整備計画	その他(整備の基本的な考え方を規定)		無	無	-	-	-	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけあり。総合計画実施計画において財政調整。
63	茅ヶ崎市観光振興ビジョン					2015	2020	6	産業振興課	4まちづくり	「さがみ縦貫道路」等によるインフラの充実を、さらなるまちの発展の契機と据え、観光振興の推進と地域経済の活性化を図るための計画	その他		無	無	-	-	-	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。具体的な事業内容は、総合計画実施計画において財政調整
64	茅ヶ崎市道の駅基本計画					2016	-	-	産業振興課	4まちづくり	まちの活力、まちのにぎわいにつながる道の駅の整備を推進するための計画	その他(施設整備の基本的な考え方を規定)		無	無	-	-	-	自課かいのみ	整備プログラムの位置づけなし。具体的な事業内容は、総合計画実施計画において財政調整
65	茅ヶ崎市農業振興地域整備計画【農業振興地域の整備に関する法律(第8条)】					1973	-	-	農業水産課	4まちづくり	農業振興を図ることが必要であると認められる地域について、必要な施策を計画的に推進	その他(整備の基本的な考え方を規定)	無	無	無	-	-	-	自課かいのみ	整備プログラムの位置づけあり。総合計画実施計画において財政調整
66	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想【農業経営基盤強化促進法(第6条)】					2010	-	-	農業水産課	4まちづくり	将来の農業経営の発展目標を明らかにし、効率的・安定的な農業経営を目指す	その他(整備の基本的な考え方を規定)	無	無	無	-	-	-	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
67	柳島向河原地区土地利用基本計画					2011	-	-	農業水産課	4まちづくり	柳島向河原地区の土地利用の基本的な考え方を定める	その他(整備の基本的な考え方を規定)	無	無	無	-	-	-	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。総合計画実施計画において財政調整
68	茅ヶ崎漁港機能保全計画					2014	-	-	農業水産課	4まちづくり	漁港の今後50年間のライフサイクルコストの縮減、既存施設の長寿命化を図る	その他(整備の基本的な考え方を規定)	無	無	無	-	-	-	自課かいのみ	整備プログラムの位置づけあり。総合計画実施計画において財政調整
69	茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画					2005	2034	30	拠点整備課	4まちづくり	辻堂駅西口周辺地区のまちづくりの推進	その他(整備の基本的な考え方を規定)	有	策定時のみ委員会を設置	無	-	-	-	-	整備プログラムの位置づけあり。総合計画実施計画において財政調整
70	辻堂駅西口重点整備地区整備計画					2006	2034	29	拠点整備課	4まちづくり	辻堂駅西口周辺地区のまちづくりの推進	その他(整備の基本的な考え方を規定)	有	無	無	-	-	-	-	整備プログラムの位置づけあり。総合計画実施計画において財政調整
71	香川まちづくり基本計画					2005	2024	20	拠点整備課	4まちづくり	香川駅周辺地区のまちづくりの推進	その他(整備の基本的な考え方を規定)	有	策定時のみ委員会を設置	無	-	-	-	-	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
72	香川駅周辺地区まちづくり整備計画					2007	2026	20	拠点整備課	4まちづくり	香川駅周辺地区のまちづくりの推進	その他(整備の基本的な考え方を規定)	有	無	無	-	-	-	-	整備プログラムの位置づけあり。総合計画実施計画において財政調整
73	浜見平地区まちづくり計画					2008	2024	17	拠点整備課	4まちづくり	浜見平地区のまちづくりの推進	その他(整備の基本的な考え方を規定)	有	無	無	-	-	-	-	整備プログラムの位置づけあり。総合計画実施計画において財政調整
74	浜見平地区まちづくり整備実施計画					2010	2024	15	拠点整備課	4まちづくり	浜見平地区のまちづくりの推進	その他(整備の基本的な考え方を規定)	有	策定時のみ委員会を設置	無	-	-	-	-	整備プログラムの位置づけあり。総合計画実施計画において財政調整
75	農地等の利用の最適化の推進に関する指針【農業委員会等に関する法律(第7条)】		○			2017	-	-	農業委員会事務局	4まちづくり	農地等の利用の最適化の推進	自己評価のみ	無	無	有	・HP ・市政情報コーナー	3年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける

茅ヶ崎市における個別計画の状況(2019年12月1日現在)

・個別計画 : 89計画 (うち評価を実施している計画 : 48計画)

整理番号	名称 【法定計画の場合の根拠法】	法定による計画			策定	計画期間			担当課かい	茅ヶ崎市 総合計画の まちづくりの 基本理念	計画の目的	計画の進捗の 評価方法	自己評価を 行う場合の 事務事業評価 活用の有無	計画の進捗の 評価を行う 附属機関等の名称	評価結果 公表の有無	公表の方法	評価の 対象期間	評価の タイミング	計画事項の所管 課かいの状況	整備プログラムの有無・ 事業実施調整
		義務	努力	任意		開始 年度	終了 年度	期間												
76	茅ヶ崎市総合計画基本構想					2011	2020	10	企画経営課	5 行政経営	将来像実現のための総合的な計画	自己評価と附属機関等による評価	有	総合計画審議会	有	・HP ・市政情報コーナー ・課窓口		政策評価:概ね5年 施策評価:概ね3年	複数部局にまたがる	3年間の総合計画実施計画において財政調整
77	茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画(経営改善方針)					2018	2020	3	企画経営課 行政改革推進室	5 行政経営	将来像実現のための総合的な計画、行政改革の推進に関する指針及び実施施策	自己評価と附属機関等による評価	有	総合計画審議会 行政改革推進委員会	有	・HP ・市政情報コーナー ・課窓口	1年	1年毎	複数部局にまたがる	3年間の財政推計により財源調整。2018年度は第3次実施計画とのローリング期間
78	茅ヶ崎市次期総合計画				○	2021	2030	10	企画経営課	5 行政経営	将来像実現のための総合的な計画	その他	有	未定	未定	未定	未定	未定	複数部局にまたがる	
79	まち・ひと・しごと創生総合戦略【まち・ひと・しごと創生法(第10条)】		○			2015	2019	5	企画経営課	5 行政経営	人口減少克服の構造的な課題に対する取り組みを進める	自己評価と附属機関等による評価	有	茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	無	-	5年	最終年度	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置付けはなし。総合計画実施計画において財源調整
80	茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書第2期			○		2018	2022	5	広域事業政策課	5 行政経営	寒川町と継続的に広域連携を推進するための計画	自己評価のみ	無	無	有	・HP ・市政情報コーナー ・課窓口	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置付けはなし
81	茅ヶ崎市地域情報化計画					2016	2020	5	情報推進課	5 行政経営	情報通信技術の活用による地域力及び行政サービスの向上	その他	無	無	有	・HP(中間評価、最終評価のみ)	1年	毎年	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけあり。総合計画実施計画において財政調整
82	茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画					2011	2030	20	施設再編整備課	5 行政経営	公共建築物の予防保全を計画的かつ効率的に推進	その他(施設整備の基本的な考え方を規定)	無	無	無	-	-	-	複数部局にまたがる	総合計画実施計画にあわせ策定した予防保全実施計画において、整備プログラムを位置づける
83	茅ヶ崎市行政拠点地区再整備基本構想					2009	2028	20	施設再編整備課	5 行政経営	公共施設の再整備を計画的かつ効率的に推進	その他(施設整備の基本的な考え方を規定)	無	無	無	-	-	-	複数部局にまたがる	整備プログラムは定めているが、各事業の実施時期、事業費については、総合計画実施計画において位置づける
84	公共施設整備・再編計画(改訂版)					2008	2024	17	施設再編整備課	5 行政経営	公共施設の再整備を計画的かつ効率的に推進	その他(施設整備の基本的な考え方を規定)	無	無	無	-	-	-	複数部局にまたがる	整備プログラムは定めているが、各事業の実施時期、事業費については、総合計画実施計画において位置づける
85	茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画					2017	2056	40	施設再編整備課	5 行政経営	公共施設の再整備を計画的かつ効率的に推進	その他(施設整備の基本的な考え方を規定)	無	無	無	-	-	-	複数部局にまたがる	基本的な方針は定めているが、事業の位置付けや財源調整についてはなし
86	第2次茅ヶ崎市職員の子育て支援行動計画【次世代育成支援対策推進法(第8条)】			○		2015	2019	5	職員課	5 行政経営	子育てをしやすい職場環境づくりの推進 職員のワーク・ライフ・バランスを図ること	自己評価のみ	無	無	有	・HP	1年ごと	1年ごと	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
87	茅ヶ崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(第15条)】		○			2016	2020	5	職員課	5 行政経営	女性職員が自らの意思によって職業生活を営み、営もうとする女性職員の個性と能力が十分に発揮できるようにすること	自己評価のみ	無	無	有	・HP	1年ごと	1年ごと	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける
88	茅ヶ崎市職員の心の健康づくり計画【労働安全衛生法(第69条,第70条2-1)】			○		2017	2021	5	職員課	5 行政経営	職員の心の健康づくりと活気ある職場づくりの推進	その他(メンタルヘルス対策の基本的な考え方を規定)	-	無	無	-	-	-	複数部局にまたがる	整備プログラムの位置づけなし。事業実施に当たっては、総合計画実施計画に位置づける。
89	茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン					2017	2020	4	行政総務課	5 行政経営	自治基本条例に基づく施策等の計画的な整備	自己評価のみ	無	無	有	・HP ・市政情報コーナー ・広報紙	4年	毎年	複数部局にまたがる	本計画は自治基本条例施行に伴う整備プログラムとして位置づけている。財源は、総合計画実施計画において調整